

●香川県告示第439号

平成3年香川県告示第38号（児童福祉法施行細則の規定による徴収金及び支払命令金の額に係る知事が定める基準）の一部を次のように改正し、平成27年1月1日から施行する。

平成26年12月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>児童福祉法施行細則の規定による徴収金の額に係る知事が定める基準</p> <p>2 略</p> <p>別表第2（2の(1)関係）</p> <p style="text-align: center;">費用徴収基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">略</div> <p>備考</p> <p>1～7 略</p> <p>8(1) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 当該妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係</p>	<p>児童福祉法施行細則の規定による徴収金及び支払命令金の額に係る知事が定める基準</p> <p>2 略</p> <p><u>3 小児慢性特定疾患医療の給付に要する費用の支払命令基準</u></p> <p><u>法第21条の5に規定する医療の給付に要する費用について、納入義務者に対して、当該医療の給付を行うことを委託した医療機関に支払うべき旨を命ずる費用の額は、当該措置児童（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第23条の2に規定する者を含む。）の属する世帯の生計中心者の前年分の所得税額等に応じ、別表第4により算定した額とする。ただし、別に定める小児慢性特定疾患重症患者認定基準に該当する者として認定を受けた者及び血友病患者については、この限りでない。</u></p> <p>別表第2（2の(1)関係）</p> <p style="text-align: center;">費用徴収基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">略</div> <p>備考</p> <p>1～7 略</p> <p>8(1) 法第22条に規定する助産の実施は、当該妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 当該妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係</p>

る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が404,000円以上であるとき。

(2) 略

別表第3（2の(2)関係）
略

る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が390,000円以上であるとき。

(2) 略

別表第3（2の(2)関係）
略

別表第4（3関係）

支払命令基準

税額等による階層区分	支払命令基準額（月額）	
	入院	外来
生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0
生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0	0
生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2,200	1,100
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	3,400	1,700
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	4,200	2,100
生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	5,500	2,750
生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	9,300	4,650
生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	11,500	5,750

備考

- 1 「市町村民税が非課税の場合」とは、当該年度（7月1日から翌年の6月30日をいう。）において市町村民税が課税されていない（地方税法323条により免除されている場合を含む。）場合をいう。
- 2 この表の「所得税課税年額」とは、所得税法、租税特別措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律及び所得税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の所得税法第84条第1項の規定によって計算された所得税の額をいう。
ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
 - (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項に規定する特定寄附金のうち、同項第1号、第2号（寄附金に限る。）及び第3号（寄附金に限る。）に規定するものに限る。）、第84条第1項、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条
- 3 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- 4 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをすることができる。
- 5 同一生計内に2人以上の対象患者がいる場合は、その月の支払命令基準額の最も多額な児童以外の児童については、上記の表に定める額の1/10に該当する額をもって支払命令基準額とする。
- 6 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。